

独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金に係るロゴマーク等の表示要領

(平成27年4月30日平成27年度要領第2号)

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター競技力向上事業助成金交付要綱(平成27年度要綱第1号。以下「交付要綱」という。)第21条の規定に基づき、競技力向上事業助成金による助成事業である旨の記載及び独立行政法人日本スポーツ振興センターのロゴマーク(以下「センターロゴマーク等」という。)の表示に関し必要な事項を定める。

(表示方法)

第2条 センターロゴマーク等の表示方法については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 選手強化事業、選手発掘事業等における表示方法

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)から配布又は貸与されたフラッグやバナーについては、見やすい位置に表示すること。

イ 看板等については、センターロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この〇〇(事業など)は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

(2) パンフレットその他の印刷物への表示方法

パンフレットその他の印刷物については、センターロゴマーク等を見やすい位置(原則として表紙)に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この〇〇(事業など)は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

(3) Webサイトへの表示方法

助成事業者のWebサイトに、助成事業の案内や報告を掲載する場合は、センターロゴマーク等を見やすい位置に表示すること。

なお、助成事業である旨の記載は、「競技力向上事業」、「この〇〇(事業など)は、競技力向上事業助成金を受けて実施されています」等の競技力向上事業助成金を受けて実施する事業であることを明確に表現したものとすること。

(4) 取得財産等への表示方法

助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、センターロゴマーク等を表示すること。

(5) その他の表示方法

前各号以外の方法による場合は、事前に、電子メール等で表示方法が分かる資料をセンターに提出し、承認を得ること。

センターは、表示方法を確認の上、電子メール等により回答する。

(使用方法)

第3条 センターロゴマーク等を使用する場合は、別紙「センターロゴマーク等の表示に関する注意事項について」に基づいて使用すること。

2 表示する際に必要なセンターロゴマークは、センターホームページからダウンロードして使用すること。

(表示に係る手続)

第4条 表示位置、表示の文言(案)及び表示の大きさが分かる資料を電子メール等でセンターに提出すること。

2 センターは、提出された資料について、表示の内容を確認の上、電子メール等により回答する。

この際、表示の内容に問題がない場合は、そのまま事業を実施(センターロゴマーク等を表示)し、センターから指摘のあった場合は、表示の内容を修正の上、改めて修正された内容が分かる資料をセンターに提出すること。センターは、修正された内容を確認の上、電子メール等により回答する。

附 則

この要領は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別紙

センターロゴマーク等の表示に関する注意事項について
[別紙参照]